

～ 臨時託児室設置に対する助成のご案内 ～

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団では、子育てをしている方の社会参加を支援するため、乳幼児を持つ保護者等の参加が見込まれる講演会及びコンサート、シンポジウム、研修会、講習会等（以下「講演会等」という。）を開催する際、主催者が臨時の託児室を設け、一時的に参加者の子どもを預かる場合、その経費の一部を助成しています。

★助成対象は？

乳幼児を持つ保護者等が概ね30名以上参加する講演会等を、営利及び政治・宗教活動を目的とせずに行う主催者の方です。

★臨時託児室の基準は？

助成を受けるためには、設置する託児室が、原則として、次の基準を満たしているなければなりません。

- 1 託児する乳幼児1人につき、1.65㎡以上の面積が確保されていること。
- 2 託児者を以下の基準ごとに1人以上確保していること。なお、その3分の1以上が保育士又は看護師の資格を有する者であること。

① 0歳児	3人
② 1～2歳児	6人
③ 3歳児	20人
④ 4歳以上児	30人

※ただし、2人を下回ってはならないこと。

- 3 託児に関する事故等に備えて保険に加入するなど、乳幼児の適正な保育や安全の確保に十分配慮すること。

★助成額は？

助成額は、次表の基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とします。ただし、参加費等の収入がある場合は、事業の支出が収入を上回る場合、助成額はその差額の範囲内とさせていただきます。

なお、助成金はその年度の予算額に達した時点で、申込は締め切らせていただきます。

基準額	対象経費
200,000円	託児者雇用費、託児室使用料、保険加入料等

算出された額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

★助成の申し込み手続き・問い合わせ先は？

助成を希望される方は、事前に当財団担当者にご相談のうえ、事業完了後30日以内に、臨時託児室設置促進事業費助成申込書（別紙様式1）に必要な事項を記載して、下記まで提出してください。

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（香川県子育て支援課内）担当：三野
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 TEL087-832-3287